

【期間延長】国による電気・ガス価格激変緩和対策事業について

2024年1月19日

株式会社 CRCC メディア

弊社は、くーみん電気の供給元である小売電気事業者のサミットエナジー株式会社が参加する国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に基づき、2023年1月使用(2月検針)分から12月使用(2024年1月検針)分までの電気料金から、国が定めた値引単価による使用量に応じた値引を実施しております(2023年1月6日、2023年9月27日、弊社ホームページにてお知らせ済)。

本事業が継続されたことを受け、弊社は、2023年12月(2024年1月検針)分まで実施している措置を 2024年5月使用(6月検針)分まで延長することといたしました。

なお、お客さまご自身でのお手続きや弊社へのお申込は不要です。

① 今回延長分の適用時期

2024年1月使用(2月検針)分から5月使用(6月検針)分までの電気料金

② 今回延長分の値引単価(税込)

2024年1月使用(2月検針)分から4月使用(5月検針)分 : ▲3.5円/kWh

2024年5月使用(6月検針)分 : ▲1.8円/kWh

その他、本事業の概要、値引方法、値引額のご確認方法等に変更はありませんので、2023年1月6日に弊社ホームページに掲載いたしましたお知らせをご確認ください。

【お問い合わせ窓口】

国の電気・ガス価格激変緩和対策事業に関しては、以下の専用ダイヤルへお問い合わせください。

経済産業省 資源エネルギー庁 電気・ガス価格激変緩和対策事務局 お客さま向け窓口

0120-013-305 全日9:00~17:00(年末年始を除く)

※弊社電力プランに関するお問い合わせは弊社までお問い合わせください。

以上